

令和8年4月7日
兵庫県道路公社

料金収受会社収受員による不正行為について

このたび、当公社が管理している遠阪トンネル有料道路料金所において、料金収受業務を受託する名古屋ハイウェイ株式会社の契約社員である料金収受員が、通行料金の一部を着服した事実が判明しました。

名古屋ハイウェイ株式会社は、令和8年3月31日付で当該収受員を解雇処分いたしました。当公社としましては、今回の事案が発生したことにつきまして深くお詫び申し上げます。また、このことを真摯に受け止め、同社に対して嚴重注意を行うとともに、速やかな再発防止策の策定等を指示するなど指導・監督の強化を図り、信頼を損なうことがないよう努めてまいります。

記

1 事案の概要等

(1) 概要

令和8年1月19日から、遠阪トンネル料金収受業務を受託している名古屋ハイウェイ(株)の契約社員である料金収受員が、遠阪トンネル有料道路の料金所ブースで勤務中に、お客様から受け取った通行料金(現金)の一部(計23,500円)を着服した。

(2) 主な経緯等

匿名の情報提供に基づき、名古屋ハイウェイ(株)及び公社内部で調査を行うとともに、令和8年3月11日に同社が当該収受員へ行った聴き取り調査の結果、着服が判明した。

同社は、令和8年3月19日に公社に対し報告するとともに、令和8年3月31日付で当該収受員を懲戒解雇した。

これを受け、公社は警察に被害を届けるとともに、当該収受員は令和8年1月18日以前に同業務を受託していた(株)ジェイエイサポートにおいても契約社員として勤務していたため、上記以外の着服の有無等についても、現在、継続して調査中である。

なお、上記着服額については、名古屋ハイウェイ(株)から公社に弁済済みである。

2 再発防止の取組

料金ブース内へのカメラ設置、抜打ち検査(現地での録画映像の確認等)の実施、コンプライアンス研修の強化等